

日本医療大学不正防止専門委員会規程

(令和5年6月1日制定)

(目 的)

第1条 日本医療大学(以下「本学」という。)に、不正防止専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。委員会は、本学において公正な研究活動の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究活動の不正行為に関する基本方針及び防止計画の策定、並びにそれに基づき公正な研究を実施するための教育・啓発活動
- (2) 不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定
- (3) その他公正な研究の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るための必要事項

2 前項に定めるもののほか、委員会は、次の各号に掲げる内容を反映した不正防止対策の基本方針と不正防止計画を年度毎に定める。

- (1) 不正発生時に把握された発生の要因
- (2) 関係部署との連携による、教職員への適切な周知方法
- (3) 内部監査部門及び監事との連携による、策定・実施・見直しの状況に関する意見交換

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究倫理専門委員長
- (2) 各学部長
- (3) 各学科長
- (4) 事務局長
- (5) 各学科から選出された教員 各1名

2 学長又は委員会が特に必要と認めるときには、次の各号に掲げる者を委員とすることができる。

- (1) 学外の専門家
- (2) その他委員会が必要と認めた者

3 前項の規定により本学以外の組織から招いた委員を外部委員という。

(任 期)

第4条 前条第1項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合にはただちに補充の委員を置き、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、本学研究倫理委員会委員長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(推進体制)

第7条 委員会は、本学における研究活動の不正行為防止を目的として、次の各号に掲げる責任者を指名し、具体的な不正防止計画を推進する。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究活動の不正防止について最終責任を負うものとし、研究活動における不正防止に関する基本方針を策定及び周知し必要な措置を講じるとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもってその業務を遂行できるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 統括管理責任者は、研究部門については各学部長を、財務部門については事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、組織横断的な体制を統括する責任者として、本学の具体的な不正防止計画を策定及び実施し、実施状況を把握するとともに、最高管理責任者へ定期的に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、各学科長並びに学長が指定する事務局の担当所属長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、研究活動における不正防止について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため、研究費等の運営及び管理を含め研究活動に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、受講状況を管理監督する。

(不正調査部会)

第8条 不正行為に関する告発等により、委員会が必要と認めたときは、委員会に不正調査部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の組織及び関連事項は、別に定める。

(所管委員会)

第9条 委員会の所掌事項に関する議事等は、必要に応じて研究推進委員会へ報告する。

2 委員会の所掌事項について、委員会が研究推進委員会及びその他委員会と連携の必要性を認めた場合は、連携して業務を遂行する。その具体的な内容については、連携の方法

とあわせて別に定める。

(事 務)

第 10 条 委員会及び部会の事務は、関係部局の協力を得て、本学事務局において行う。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求めて行う。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。